

民事訴訟の応訴について（報告）

呉市が、グリーンピアせとうちの施設の修繕等を実施する義務を怠ったことで発生した冷温水発生装置の故障により損害を被ったとして、呉市を被告として損害賠償金等の支払を求める訴訟が提起されましたので、これに応訴するものです。

1 事件番号等

平成28年（ワ）第150号損害賠償請求事件

2 提訴年月日

平成28年10月31日（訴状受理年月日 同年11月18日）

3 原告

呉市安浦町三津口字高須326番地の19

株式会社ゆうとぴあセトウチ

代表取締役 伊藤 健士

4 訴額

2,000万円

5 管轄裁判所

広島地方裁判所呉支部

6 事件の概要

原告は、呉市はグリーンピアせとうちの修繕計画を作成し、その計画に従って修繕を実施することで、当該施設を宿泊等の総合施設として利用できるようにする義務を負っているにもかかわらず、それを怠ったため、平成28年8月18日に冷温水発生装置の故障によって空調設備が稼働しなくなり、宿泊料を無料にするなどの対応をせざるを得なくなったほか、この影響により売上げが減少したとして損害額4,000万円の内金として2,000万円及び当該遅延損害金の支払を求め、提訴したものです。